

愛知県環境影響評価審査会北浜ふ頭地先公有水面埋立部会会議録

- 1 日時 平成25年8月2日（金）午後1時55分から午後2時35分まで
- 2 場所 愛知県自治センター5階 研修室
- 3 議事
 - (1) 北浜ふ頭地先公有水面埋立てに係る環境影響評価方法書について
 - (2) その他
- 4 出席者
委員7名、説明のために出席した職員14名、事業者8名
- 5 傍聴人等
傍聴人4名、報道関係者2名
- 6 会議内容
 - (1) 北浜ふ頭地先公有水面埋立てに係る環境影響評価方法書について
 - ・ 議事録の署名について、井上部会長が富田委員と西田委員を指名した。
 - ・ 資料1から資料3までについて、事務局から説明があった。

<質疑応答>

- 【山田委員】 資料1の「3 海域生物の調査地点について」で、泊地内の魚介類、動物プランクトン等の調査地点は移動することとなったが、泊地内の東側の付着生物の調査地点も⑩の地点の近くに移動した方がよいのではないか。
- 【事業者】 この付近は、私有地の専用ふ頭となっている場所があり、立ち入ることが可能な場所と不可能な場所があることから、泊地内の代表点に最も近い立入可能な場所に、付着生物の調査地点を移動することとしたい。
- 【井上部会長】 調査が可能な地点での適切な対応をお願いしたい。おって、資料3の「4 動物、植物、生態系」の(1)に付着生物を追加する必要がある。資料1について、他に意見はないか。
(委員から意見等はなし)
- 【井上部会長】 資料2の知多市長の意見については、資料3の部会報告の案にすべて取り入れられていると理解してよいと思う。資料2について、何か意見はあるか。
(委員から意見等はなし)

【井上部会長】 資料3については、部会報告として次回の審査会において報告することとなるが、何か意見はあるか。

【山田委員】 工事中や工事完了後の事後調査はどのようになっているか。

【事務局】 今後、環境影響評価が実施されるが、予測の不確実性が大きい項目について環境保全措置を講ずるなどの場合に、事後調査が検討されることとなる。

【葉山委員】 埋立て工事中の水質への影響については、どのように考慮されているか。

【井上部会長】 工事中及び埋立地の存在について、予測及び評価が実施されることとされている。

【事務局】 工事中の土砂による水の濁りについては、方法書の149ページに項目が、その手法については157ページに整理されている。

【井上部会長】 その他に意見はないか。

(委員から意見等はなし)

【事務局】 資料3の「4 動物、植物、生態系」の(1)に付着生物を追加することについてであるが、「北浜ふ頭前面の泊地内に設定されている動物プランクトン、植物プランクトン、底生生物、魚卵・稚仔魚及び魚介類の調査地点を、泊地内を代表する地点に変更すること。」の後に、「また、泊地内の東側で行うこととしている付着生物(動物・植物)の調査地点を実施可能な範囲で泊地内を代表する地点に近づけるよう変更すること。」を加えることでどうかと考える。民有地との関係もあることから、実施可能な範囲において、付着生物の調査地点についてもできる限り代表点に近づけるよう求めることとしたい。

【井上部会長】 資料3について、その他に意見はないか。

(委員から意見等はなし)

【井上部会長】 事務局から再度、修正箇所の確認をお願いしたい。

【事務局】 資料3の「4 動物、植物、生態系」の(1)について、「北浜ふ頭前面の泊地内に設定されている動物プランクトン、植物プランクトン、底生生物、魚卵・稚仔魚及び魚介類の調査地点を、泊地内を代表する地点に変更すること。」に続けて、「また、泊地内の東側で行うこととしている付着生物(動物・植物)の調査地点を実施可能な範囲で泊地内を代表する地点に近づけるよう変更すること。」を加えることでいかがか。

【井上部会長】 事務局から説明のあったとおり修正し、部会報告としてよろしいか。

(委員から意見等はなし)

- ・ 資料3について、事務局から説明のあったとおり修正したものを部会報告とし、審査会に報告することで了承された。

(2) その他

- ・ 特になし。